

(資料)

A・И・ダニーロフ

封建制度発生期における世俗世襲領の
役割にかんする問題によせて*

※ エリ・テ・ミリスカヤ『8—9世紀ドイツにおける世俗世襲領と、農民層農奴化における世俗世襲領の役割（南部ならびに西南ドイツの史料による）』、モスクワ、ソ連邦科学アカデミー刊、1957年。

1

封建制度の発生史の問題は、ソビエト中世史家たちによってとくに熱心に研究されている諸問題のなかに属する。ソビエトの歴史家たちがこの問題にたいして注目しているのは、偶然のことではない。種々様々な民族のもとにおける封建的生産様式の発生諸問題を史料にもとづいて全面的に研究することなくして、つまり、封建的諸関係の形成過程を歴史的な具体性の全体においてあきらかにすることなくしては、ソビエト中世史学のもっとも重要な一般的課題——封建的社会経済構成体と、この構成体の発生、発展、そして死滅の合法則性にかんするマルクス・レーニン主義学説をよりいっそう創造的に仕上げるといふ課題——を解決することはできない。他方では、ソビエト中世史学におけるこの問題にたいする注目、西ヨーロッパ諸国における封建制度の発生史の問題を研究するにあたっての一定の伝統の存在は、わが国中世史学の歴史自体によって条件づけられている。すでに20年代に、若いソビエト中世史学は、初期中世の社会・経済関係の歴史の資料にもとづいて歴史過程の唯物論的理解をくつがえそうところみた反動的なブルジョア史学と闘いながら、封建制度の発生史の研究をはじめたのである。封建制度の発生期の社会経済関係の研究の伝統は、ソビエト中世史学においては、なによりもまずドブシュ主義の形態でソビエト歴史学のなかに侵入しつつあったブルジョア中世史学の反動思想に反対する闘争とかくむすびついて形成されたとのべても過言ではないであろう。この伝統——その研究がマルクス・レーニン主義的党派性の原則によってみちびかれているソビエト中世史学の諸労作においてもっともみのりゆたかなものの一つ——は、真に科学的な客観性から切りはなしえない。

エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文はそのなかで、著者が関心をよせているかぎりでの史料の研究を、初期中世の社会経済史にかんするブルジョア中世史家たちの反動的な見解の批判と有機的にむすびつけている。そしてこの意味において、エリ・テ・ミリスカヤの労作は、うゑに指摘したソビエト中世史学の伝統を継承するものである。エリ・テ・ミリスカヤは、初期封建制度史にかんする反動的見解の批判という課題は、たんにあれこれの歴史家の労作のなかに展開されている思想の理論的・方法論的な破産を確証するだけにとどまることはできないと正当にも考えて、G・カロ、A・ドブシュ、F・リュトゲ、A、デレアーシュのような歴史家たちが到達したもろもろの結論の、事実に、史料学的な裏付けとなるものを分析している。これは、エリ・テ・ミリスカヤのいろいろの批判的意見に大きな学問的説得性をあたえている。

その専攻論文のなかでエリ・テ・ミリスカヤは、ソビエトの文献においてはじめて、農民層の農奴化過程における世俗世襲領の役割にかんする問題を広範に提起した。エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文は、範囲の点では大きなものではないが、しかし、内容の点では豊富であり、そして8—9世紀の南部ならびに西南ドイツの地域に関係のある多数のグループの修道院記録集を綿密かつ深く研究した結果として書かれたものであって、それは、封建制度の発生史の問題をソビエト中世史家たちが研究する道における重要な道標をなしている。このことは、大きな学問上の意義をもつ研究問題の提起、また、専攻論文の著者が到達したいろいろの結論、そして、これらの結論を裏付ける具体的な論証によって規定されるのである。エリ・テ・ミリスカヤによっておこなわれた史料考察は、多くの点で大胆であり、そして独創的である。これらの考察は、まったく争う余地のないばかりもあるが、疑いをよびおこし、これらの考察に同意しがたいばかりもある。しかし、これらの考察はつねに、修道院記録集のようにその内容が複雑で多くの点で矛盾している史料にたいする創造的な研究を証明している。エリ・テ・ミリスカヤによっておこなわれた修道院記録集資料の研究は、この史料の利用方法にかんする問題をあらためて熟考することを余儀なくさせる。エリ・テ・ミリスカヤはしばしば、修道院記録集資料によって証明される歴史的現実の現象のなかで、いままでに専門文献のなかで不十分にしか指摘されないか、あるいはまったく無視されてきたような現象に注目している。エリ・テ・ミリスカヤの著書の意義は、たんにそのなかでなにが立証されているかによってではなく、そのなかでどんな問題が提起されているか——著者によって提案されたこれらの問題の解決は、かならずしも争う余地のないものであるとはわれわれにはおもえないけれども——によって規定されるということを強調しておかなければならない。しかし、エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文における問題提起は、つねに、抽象的・確言的な性格ではなく、真に研究的な性格をおびている。なぜならば、これらの問題は、ソビエト中世史学における封建制度発生史の先行する研究全体と密接にむすびついて発生したものであり、それらは、いろいろの文書のまじめな、綿密な分析の結果として提起されているからである。いまのべたすべてのこの結果として、エリ・テ・ミ

リスカヤの著書は、封建制度の発生史の問題をソビエトの歴史家たちが今後研究していくうえでひじょうに重要な労作となっているのである。

エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文全体をつらぬいているのは、つぎのような考えかたである。「いろいろの寄進状の分析は、自由な農民層は主として教会世襲領への寄進をおこなうことによって隷属化されるが、この瞬間までは、彼らは封建化過程によって傷つけられることはほとんどなかったというように考える考えかたを完全にくつがえす。すなわち、そのときまでに、カロリング村落は長期かつ複雑な発展の道をたどり、その結果として、小規模ならびに中規模の、また同様に大規模の封建的土地所有が広範に成長していたのである」(208ページ)。エリ・テ・ミリスカヤが指摘するところによれば、教会施設への寄進は、かつての自由農民の基本的な大衆が相異なる型の世襲領主にたいして隷属してしまったそのときにおこなわれた。それゆえ、修道院記録集は、「農民的小所有者のいちじるしい層がすでに種々様々な経済的な型の世襲領主……に隷属してしまったのちにはじまった発展段階を映しだし、……農業変革のあゆみのなかで形成された諸関係をしめしている」(209ページ)。修道院記録集において「優勢なのは、隷属してしまったか、あるいは隷属しつつあるところの、それゆえ、大世襲領主あるいは小世襲領主の寄進地の構成分子としてあらわれるところの農民たちにかんする資料である」(32ページ)。まさにそれゆえに、エリ・テ・ミリスカヤの見地からすれば、いろいろの書状は、「農民が農奴化される過程のあゆみ自体をその具体的なあらわれにおいて」映しだしているというよりもむしろ、「この過程の嵐のような発展の結果として作りだされた状態」(202ページ)を映しだしている。いろいろの歴史家たちが教会への農民的寄進を確証するさいの裏付けとしたサン・ガレン書状の研究のしめくりとして、エリ・テ・ミリスカヤは、つぎのような結論に達している。「寄進の条件と、寄進の結果としてきめられる修道院と寄進者とのあいだの関係の性格との分析から出発するならば、サン・ガレン修道院記録集において優勢なのは、小世襲領主的な型の所有者である、と考えなければならない。彼らが修道院のプレカリウム被許与者になるばあいにはどういう条件でなっているかといえ、彼らは、彼らが修道院世襲領から搾取されているという考えかたはきわめてわずかしき適用できないような条件によってプレカリウム被許与者になっているのである」(193ページ)。

エリ・テ・ミリスカヤにとっては、修道院記録集資料によって証明される教会の土地財産の増大は、主として、世襲領的土地所有にともなって生じた諸変化とむすびついているのである。大世襲領主が教会にたいしておこなった寄進は、ほとんどつねに所有名義の変化だけをともなったにすぎず、それは、教会施設の土地フォンドの実際の増大を意味しなかったが、これにたいして小世襲領主の寄進は、この土地フォンドが増大していく重要なみなもとであった(41—54、138—140、155—156、167ページ)¹⁾。

1) おなじく、エリ・テ・ミリスカヤ「8—9世紀の西南ドイツにおける村落の社会

構成」、論文集『中世』第7集、1955年17—18ページ〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』（1960年、有斐閣刊）、214—218ページ〕をも参照せよ。

カロリングの史料によってわれわれが知りうるプレカリウムは、通例は、世襲領主と自由農民とのあいだの関係とは無関係である。教会領とのプレカリウム契約を定式化している法律上の記録における契約当事者は、主として世襲領主であった（101—102ページ）。農民的プレカリウムは、プレカリウム制度一般の発展の出発点となる形態であったが、しかしそれは、世俗世襲領の範囲内で発生し、教会の大土地所有の嵐のような成長期までには、プレカリウム関係のこの形態は、基本的には過去のものとなったのである（99、102、112—113ページ）。

プレカリウム関係の問題にかんするエリ・テ・ミリスカヤの研究は、世俗の世襲領主と聖職の世襲領主とのあいだのプレカリウム契約の広範な普及を説得的にしめした。このような種類の契約は、すでに形成された封建的所有者階級の種々様々な層の利害にこたえるものであった。形成された封建的所有者階級は、すでに隷属農民となった農民の搾取をつよめるためにプレカリウム関係を利用し、農民は、懇願地の所有者のためにも、また、プレカリウム被許与者のためにも種々様々な義務をはたさなければならなかった（109—110、114ページ）。著者は、つぎのような結論に達している。「カロリング期にとっては、プレカリウムは、自由農民が農奴化する基本的な経済的形態であったと考えることはできない」（113ページ）。

エリ・テ・ミリスカヤが指摘するところによれば、自由なマルク共同体の解体過程における世俗世襲領主の活動は、きわめて重要な意義をもっていた。これと関連して、彼女は、世俗世襲領主による共同体的アルメンデの強奪を証明する一連の書状に注目している（61—70ページ）。エリ・テ・ミリスカヤはつぎのように書いている。「アルメンデのなんらかの部分が寄進の対象としてあらわれる書状のほとんどすべてが、世襲領主型の寄進者に所属しているということはきわめて深い意味をもっている。これは、修道院の管理のもとにはいるまえに共同体の土地が、世俗世襲領主による横奪の対象となっていたことを意味している」（71ページ）。著者は、世襲領主によるアルメンデの横奪という事実が、ふつうの共同体員の零落にとってどれほど重要であったかをしめしている。

それとともにエリ・テ・ミリスカヤは、8—9世紀のドイツでは「成長しつつある世襲領は、共同体を最終的には破壊しないで、封建的搾取の農民的抵抗の防壁としてその意義をなおあいかわらず同時に維持している共同体的組織のわくのなかにはいりこみながら、共同体を、自分の要求に（はじめは、個々の世襲領主として）ある程度適応させる」（73ページ）ということがあきらかとなるような、いろいろの事実を引用している。封建制度の発生期において自由な共同体と世俗の世襲領主とのあいだに形成される相互関係の問題にたいするエリ・テ・ミリスカヤの詳細な研究は、現代西ヨーロッパ歴史学に広範にひろまっている初期中世共同体の世襲領起源説をくつがえすものである。たと

えばこの点で注目し値するのは、エリ・テ・ミリスカヤが種々様々な修道院記録集の資料にもとづいておこなっている、寄進状における《*silva communis*》〔共有林〕という概念の実際の意義の分析(59—61ページ)である。著者は、*silva communis* は、「通例は一つの意味しかもっていない、——これは、共同体によって利用されている森林、つまり、アルメンデからまだ分離されていない森林である」(60ページ)という、まったく根拠のある結論に達している。

エリ・テ・ミリスカヤによっておこなわれた結論は、数千の書状にたいする大きな、そして困難な仕事のしめくりであるということをもう一度強調しておかなければならない。これらの結論は、文書資料によって詳細に論証されている。エリ・テ・ミリスカヤの見解が初期中世ドイツ村落史の今後の研究のあゆみのなかで完全に正しいものとしてみとめられるか、それとも、部分的により精密化されるか、あるいは、あれこれの部分が拒否されさえするかどうかということとはかかわりなく、エリ・テ・ミリスカヤの労作は、その学問的意義をながくたもつであろう。

われわれは、エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文をソビエト中世史学にとって必要かつ有益なものと考えながらも、それと同時に、そのなかで提起されている若干の命題は、完全に論証されているものとはみとめがたい。

2. 修道院記録集資料の研究方法

エリ・テ・ミリスカヤは、修道院記録集資料の研究にあたっては歴史家の主要な注意は、質的分析のうえにむけられなければならない、これにたいして統計的計算は、研究における第二義的な地位——個々のばあいにはきわめて重要な地位をしめるけれども——をしめなければならないという、エヌ・ペ・グラツィアンスキー、ア・イ・ネウシヒン、ア・デ・ウダリツォフの見解に同意している。修道院記録集がちがえば厳密にちがった研究方法がとられなければならないと正当にも主張しながらも、それにもかかわらずエリ・テ・ミリスカヤは、修道院記録集資料の評価の若干の一般的基準にかんする問題を法則的に提起している。この点でエリ・テ・ミリスカヤにとって第一義的な意義をもっているのは、農民的寄進の対象の経済的完全性にかんするテーゼである。エリ・テ・ミリスカヤの見地からすれば、農民たちが教会へ寄進をおこなうにあたっては、彼らはその経営の全部をすっかり譲渡したのであって、耕地、採草地、ぶどう園、その他の個々の地面のかたちで部分的な寄進をおこなったのではない(25—26, 127—128, 134, 149, 206ページ)。

農民的寄進の対象の経済的完全性にかんするテーゼは、このテーゼの一般的前提が根拠のあるものであるかどうかという点で、また同様に、史料の具体的事実とこのテーゼが照応しているかどうかという点で多くの反駁をよびおこす¹⁾。エリ・テ・ミリスカヤは、サン・ガレン書状は、農民的な型の所有者による教会への寄進にかんする資料をふく

んでいることをみとめている。彼女は、修道院へ寄進したのちにこのような所有者が、自分の従来のアロッド的財産の若干の部分を維持しているいろいろの事実を確認している。家屋をともなった庭畑地と3モルゲンの耕地とをのぞいてその財産のすべてをアロッド所有者が譲渡するのを定式化している876年付けの第596号のサン・ガレン書状に立脚して、エリ・テ・ミリスカヤは、寄進者は、最小限にまで制限された個人的経営を自分の財産として維持しようとしたのである、と指摘している(183ページ)。専攻論文のなかには、貧窮の瀬戸際にある寄進者は、「自分の財産ののこりを、終身間の扶養のための無条件の寄進地として修道院へ譲渡する」(186ページ、傍点はわれわれのもの——ア・デ)という結論をくださなければならないような根拠をあたえるいろいろの書状についての重要な指示がふくまれている。初期中世の自由なアロッド所有者階層内部における社会的諸集団がきわめて流動的であることを考慮し、そして、エリ・テ・ミリスカヤによってこのばあいには考察されている書状がのべている諸人物のなかには、比較的ゆたかな所有者も存在していたという可能性をみとめるならば、彼らのなかに農民的な型の所有者も存在しえたことをみとめないわけにはいかない。このような仮定は、エリ・テ・ミリスカヤによって分析されている865年付けの第447号のサン・ガレン書状によって確認される(188ページ)。この書状の内容は、修道院の農奴であった婦人との結婚によって生まれた自分の息子たちの人身的自由を維持するために、ベルノルトが、最近耕し起した荒地の地面を聖堂へ譲渡したということを証明している。地面は、寄進者の息子たちのプレカリウムによる保有地に転化するという条件で譲渡され、彼らは、1ソリドゥスの小作料を保有地のために支払い、毎年4日間のあいだ修道院のために賦役をはたさなければならなかった。書状の内容全体からすれば、このばあいの寄進者が農民的な型の所有者であったということは疑いない。それにもかかわらず、形成された諸事情によって彼は、その経営の一部分を修道院へ譲渡しなければならなかった。

- 1) ア・イ・ダニーロフ「ネッカー下流の流域における8世紀後半—9世紀はじめのドイツ村落」、論文集『中世』第8集、1956年、113—116ページ〔本誌第15巻第2号、98—105ページ〕を参照せよ。

サン・ガレン書状による農民的な型のアロッドの個々の部分の修道院への譲渡の諸事実については、ア・イ・ネウシヒンも指摘している。846年付けの第398号の書状によって書きとどめられているヴォルファラトの寄進を考察して、ア・イ・ネウシヒンは、農民的な型の所有者は、その財産を譲渡したのちになお一つの庭畑地、3モルゲンの耕地、一荷車分の乾草をあつめることができる小さな採草地を自分の財産として保持していたと指摘している。ア・イ・ネウシヒンは、この書状を、農民的な共同体的持分にたいする所有権の細分化がはじまりつつあった証明として考え、そのばあい、「譲渡された部分と保持された部分との経済上の統一は、たんに、プレカリウムにもとづいて利用されているあいだ維持されているにすぎない」¹⁾と強調しているが、これは、まったく根

拠のあることである。

- 1) ア・イ・ネウスイヒン「8—11 (10?) 世紀の南部ならびに西南ドイツにおける共同体の構造」、論文集『中世』第4集、1953年、42ページ〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、80ページ〕。なお、おなじ著者の専攻論文『6—8世紀の西ヨーロッパにおける、初期封建社会の階級としての隷属農民層の発生』、モスクワ、1956年、395—396ページにおける、フライジング書状の資料による部分的土地寄進にかんする資料をも参照せよ。

われわれは、自分のアロッドの構成分子からなる個々の地面を教会施設へ譲渡した農民的な型の所有者によっておこなわれた部分的土地寄進が歴史的現実性をおびているという結論は、ひじょうに種々様々な修道院記録集（フルダ、ロルシュ、フライジング、サン・ガレン修道院記録集）によって裏付けうるものであると主張することができる。

教会への農民的な寄進の対象の完全性というテーゼにたいするきわめて重要な反証は、小さな寄進地の大多数（個々のぶどう園、わずかな規模の耕地あるいは採草地の地面、その他）は、寄進者によって最近獲得されたところのわれわれには未知な経済単位の破片であるというエリ・テ・ミリスカヤ自体の主張である（126、128、143—144ページ）。エリ・テ・ミリスカヤはまったく正当にも、ロルシュ修道院記録集のなかには巨大な数量の小寄進地がみられるが、この寄進地のそれぞれは生産上の複合体としては考えることができない、と指摘している。ロルシュ書状の基本的部分と関係のあるライン中流の流域の三つのガウにかんしては、このような地面が寄進の基本的な対象である（137ページ）。これらの断片的な地面の起源はどのようなものであり、それらは、ロルシュその他の修道院へそれらを譲渡する所有者たちによって、どこから獲得されたものなのであろうかという問題が発生する。エリ・テ・ミリスカヤが未知の占有地のなんらかの破片と呼んでいるものは、その大部分はあきらかに、なんらかの生産上の複合体が細分化した結果として生じたものである。もしも世俗世襲領は、その経営が本人の労働にもとづいた自由なアロッド所有者的共同体員の土地所有を犠牲にして生じたものであるとすれば（そして、エリ・テ・ミリスカヤはまさにこの見地にくみしているのであるが）、世襲領主的な型の所有者によって譲渡される小さな地面は、発生史的には、自由な共同体員の持分の細分化にはじまるということのみとめないわけにはいかない。エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文のなかには、このような結論の具体的な論証がふくまれている。この点で深い意味をもっているのは、9世紀の最初の4分の1期のランクヴィル村における農業関係にかんするエリ・テ・ミリスカヤの研究成果（191—192ページ）である。12年間のあいだにフォルクウィン某は、いろいろの方法（購入、寄進、債務のとりたてなど）によって、20以上の耕地ならびに採草地の地面——その大多数にかんしては、それらが経済上の複合体の個々の部分であることになんらの疑いもありえない——を獲得した。フォルクウィンがそのアロッドの一片を手にいれた相手の人物は、エリ・テ・ミリスカヤが指

摘しているように、小所有者であった。フォルクウィン自身は、肩書をもった名門の代表者ではなかった。彼は伯の村長（シュリッツハイム）であり、とうてい、封建的大所有者のなかにかぞえることはできない。フォルクウィンの獲得活動の歴史は、ふつうの自由なアロッド所有者に所属する土地財産を役人が自分のものにしたことをのべているカロリング諸勅令や法律文例の証言にたいする明瞭な説明である¹⁾。それとともに、この歴史は疑いもなく、小土地所有者が、自分のアロッドからなる小地面を譲渡することがひろくおこなわれているのを証明している。しかし、もしも世俗の世襲領主がしばしば農民的な型のアロッド所有者から個々の地面を獲得したことをみとめるならば、自由農民は通例は、彼らに所属した経済上の複合体の個々の部分を教会施設には寄進しなかったとのべるテーゼの基礎自体が、くずれさるであろう²⁾。そして、このことはさらにまた、エリ・テ・ミリスカヤの著書のなかにかががれている8—9世紀ドイツ村落における農業関係のえがきかたを本質的に精密化することを要求する。とくに、修道院記録集資料の統計的研究から著者がみちびきだしている結論は、いくらか変更しなければならないことがあきらかとなるであろう。

- 1) サン・ガレンの記録保存所のなかにも偶然にも保存されていたフォルクウィンの土地獲得にかんする文書は、一人の人物から他の人物への土地財産の移転行為の書きとどめは、これらの移転行為における契約当事者たちが聖職の世襲領主と世俗の世襲領主とであったばあいだけにだけみうけられるわけではないことを立証している。それゆえ、通例は強要と暴力の結果であった農民的寄進は、法律的には定式化されなかったのがふつうであるというエリ・テ・ミリスカヤの意見（200—201ページ）には、とうてい同意することはできない。
- 2) なるほどエリ・テ・ミリスカヤは、教会施設はやはり個々のばあいには農民的な型の所有者の占有地を部分的に獲得することもあったという保留条件をつけている（137ページ）。しかし、この保留条件は、完全な生産上の単位をなしていない寄進地の大部分にたいする彼女の原則的評価をかえるものでない。

専攻論文のなかでは、ライン沿岸のドイツ、エルザス、チューリングの諸地域において18箇村出身の522名の所有者がロルシュならびにフルダ修道院にたいしておこなった寄進にかんするいろいろの書状を全面的にしらべた結果がのべられている。エリ・テ・ミリスカヤがもっとも詳細に検討しているのは、ディンハイム村¹⁾にかんする書状の研究成果であるが、このディンハイム村では著者は、765年から815年にかけての期間に127名の土地所有者を確認した²⁾。ディンハイム村にはこのように多数の所有者がみいだされるにもかかわらず、エリ・テ・ミリスカヤは、ここでは自由農民をみいだすことができないと考えている。専攻論文の著者の意見によれば、一つだけの寄進をおこない、ロルシュならびにフルダ修道院記録集の他の書状のなかにはみいだされなかったところの23名の寄進者（119ページの一覧表にふくまれている114名の総数のうちの）なかには、このよう

な所有者をあかるみにだすことはできない。このような所有者は、ディンハイムにおいては一つ以上の寄進をおこなったが、しかし他の諸村落における所有者が証人となっていないところの5人の寄進者のなかにもみあたらない³⁾。エリ・テ・ミリスカヤのこの意見を裏付ける論証のなかで第一位にあるのは、これらの寄進のすべては完全な生産上の単位ではないという事実にかんする指示である。

- 1) この村は、しばしば歴史家たちの注目をひいた。たとえば、G. Caro. Zur Grundbesitzverteilung in der Karolingerzeit.—《Deutsche Geschichtsblätter(Monatschrift für Förderung der landesgeschichtlicher Forschung)》, III Bd., 3. Heft, 1901; H. Worfner. Beiträge zur Geschichte der älteren Markgenossenschaft.—《Mitteilungen des Institutus für österreichische Geschichtsforschung》, Bd. 34, 1913; ア・イ・ネウスイヒン「ヴォルムス・ガウにおけるロルシュ修道院寄進者の経営構造」、『国立モスクワ大学学術論集』第114集、1947年を参照せよ。うゑに指摘した著者たちは、ディンハイム村から寄進をおこなった寄進者のなかでは、自由農民が大きな割合をなしていたと考えた。
- 2) ディンハイムにおける土地所有者数は、あきらかにさらに多数であった。エリ・テ・ミリスカヤは、ディンハイムよりの書状に署名している130名以上の証人をおぞえている(124ページ)。彼らのなかには、この村の所有者が直接には証人となっていないが、しかし事実上はそのようなものであった人物も存在していたということはあきらかである。
- 3) 残念なことには、引用した一覧表のなかには、エリ・テ・ミリスカヤが寄進者全体を区別したさいの四つの寄進者グループのそれぞれにかんする資料が存在していない。一覧表によっては、第一のグループ(これにあたるのは、一つの村から一つの寄進だけをおこなう寄進者である)の数と、のこりのグループ全体の寄進者の数との相互関係についてだけ判断することができるにすぎない。

種々様々な村落から一つもしくは数個の寄進をおこなう寄進者(彼らは119ページの一覧表では第三ならびに第四のグループの寄進者にあたる)にかんしていえば、これらの諸人物についてエリ・テ・ミリスカヤは、つぎのように書いている。「彼らは、すでにその占有地がちらばっていることによって、農民的な型の所有者ではけっしてない。なぜならば、彼らの土地の耕作は、彼らに隷属している人間の労働をもちいることなくしては不可能だからである」(20ページ)。農民的寄進の対象の完全性というテーゼとおなじように、この主張もまた、議論の余地のないものであるとは考えることができない。うゑに引用した定式化においては、寄進者の占有地が相異なる諸村落にちらばっていることにかんする指示は、あまりにも一般的な形態であたえられているにすぎない。それぞれの個々の事例においては、われわれは、なにが占有地の分散性を具体的にあらわしているかを考慮しなければならない。とくにこれは、ディンハイム村出身の寄進者たちの社

会的風貌を理解するうえでもきわめて重要である。このことは、エリ・テ・ミリスカヤが統計資料を引用しているすべての村落のなかで寄進者の人数（52名の寄進者）の点では第二位をしめしているオッペンハイム村が、ディンハイム村から2—3キロ・メートルはなれたところにあることを指摘すれば十分であろう。それゆえ、われわれは、もしも同一の所有者がディンハイムだけでなくオッペンハイムにも地面をもっているならば、彼を農民的な型の自由な共同体員に所属させることは疑わしくなるであろうというようには主張することができない¹⁾。

- 1) エリ・テ・ミリスカヤは、いまあげた村落の地域上の接近性に注目している(130ページ)が、しかし、この事実を、うえに指摘したような関連において考察していない。

もしもマルク近隣者共同体の分界過程がまだ完成されておらず、そして、8—9世紀には以前から存在していた地縁的共同体からあたらしい地縁的共同体が分離しつづけていたことを考慮するならば、われわれは、同一の人物が二つ——そして三つであろうと——のマルク共同体に土地財産をもっている、それはかならずしも彼の獲得活動の結果ではなかったということのみとめなければならない¹⁾。

- 1) ディンハイムとオッペンハイムとは、ロルシュならびにフルダへの寄進が証明される大村落群と隣接して存在している。もしもこの地域上の複合体全体において、寄進者たちだけでなく、いろいろの証人のあいだにおける同一人物の記述をしらべあげるならば、あきらかにそれは、相異なる諸村落のあいだへの土地の配分システムをも、また、これらの諸村落における所有者の社会的風貌をもよりいっそう具体的にえがくことをたすけるであろう。

エリ・テ・ミリスカヤは、疑いもなく農民ではなかったところの多数のディンハイム出身の所有者を指摘している。彼女は、このような所有者を、区別した寄進者諸グループのすべてのなかにみいだしている。しかし、もしも農民寄進者をきめるために彼女が提案した基準を議論の余地のあるものとするならば¹⁾、ディンハイムにおいてはやはり、世襲領主的な型の所有者のなかにあてはめるだけの十分な根拠のない多数の所有者が存在したとおもわれる。あきらかにこのような所有者は、エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文のなかで区別された種々様々な寄進者グループのなかにおいて指摘することができるであろう。

- 1) エリ・テ・ミリスカヤは、証人簿のなかに確実な世襲領主が存在するならば、それは、寄進をおこなった所有者もやはりまた世襲領主であったことの争う余地のない証拠であると考えている(141、159、163、180ページ)。あきらかにこの基準は、若干の制約をやはり必要としている。同一の証人簿のなかに相異なる社会経済的地位の諸人物が存在することは、初期中世の諸条件においてはまったくありうべき現象であった。ある一人の証人(確実な世襲領主)は、教会施設の側の証人としてあ

らわれ、他のもう一人の証人（世襲領主ではなかった自由民）は、寄進者側の証人としてあらわれたのである。各人が土地契約にさいしての証人としてあらわれることのできる唯一の基準は、彼の人身的自由であった（たとえば、790—810年付けの第730号のロルシュ書状、9世紀はじめの第64号のパッソウ書状を参照せよ）。829年付けのルードウィッヒ敬虔王の勅令の内容からみちびきだされるように、自分自身の土地をもってはおらずに隷屬的な保有者であった自由民が、財産契約にさいしての証人となる権利をうしなしたのは、やっこの時期からのことである。このばあい勅令では、もしも世襲領主の土地の保有者がそのほかに自分自身の土地をもっていたならば、彼らは、このような契約において証人となることができたということが指示されている。いずれにせよ自由民は、彼らが自分自身の土地をもつていようと、あるいは、たんに隷屬的な保有者であろうと、共同宣誓者としてあらわれることができたのである（*Capitularia regum Francorum*, ed. A. Boretius et V Krause, t. II.—MGH, Legum Sectio II, Hannoverae, 1897, p. 19, No. 193, § 6）。

修道院記録集資料の研究方法にかんする若干の諸問題の考察をおわるにあたって、エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文におけるザールツブルグならびにフライジング修道院の評価の原則を検討しよう。ザールツブルグ修道院記録集のもっともふるい部分の内容を分析するにあたって、エリ・テ・ミリスカヤは、寄進者の大多数はバイエルン太公の恵与地受領者であった、と書いている。彼らは、太公の許可をえて寄進をおこなったのである。さきへすすむと、つぎのような結論がおこなわれている。「すでにこの一つの事情からあきらかなように、これらの寄進者たちのなかには農民はいない。というのは、農民は、太公の恵与地受領者ではありえなかったからである」（47ページ）。このような結論は、完全に正しいものであるとはどういみとめられない。この点でわれわれは、たとえば、有名な『カール大帝御料地令』をおもいおこさないわけにはいかない。『カール大帝御料地令』においては、王室御料地の領主庭畑地で馬丁の義務をはたす自由民たちが、王室恵与地の保有者であるとしてのべられている。しかし、『カール大帝御料地令』においてこれらの自由民たちが王室恵与地受領者のなかにいられている事実から、なにびとも、彼らが世襲領主に所属するという結論はどういひきださないであろう。

残念なことにはエリ・テ・ミリスカヤは、ザールツブルグ・コーデックスのもっともふるい部分の重要な特質をみのがしている。他の修道院記録集とはちがって、それは、寄進者がたんに自分のもっていた財産のすべてを寄進しただけではなく、教会のために自分の人身的自由をも同時に放棄したことにかんする多くの資料をふくんでいる¹⁾。これは、非自由民に転化していく人間のあいだに、*nobiles* とよばれている多数の人物が存在していることによってなおさら注目に値するのである。

1) たとえば、P. Hauthaler. *Salzburger Urkundenbuch*, Bd. I. Salzburg, 1898, S. 37, 39, 43 を参照せよ。

この用語でしめされる寄進者は、フライジングならびにパッソウ修道院記録集においてもみうけられる。エリ・テ・ミリスカヤが正しく指摘しているように、これらの寄進者たちに所属する経営の性格からいえば、彼らは、ひじょうにしばしば世襲領主として考えることができる(52ページ)。しかしそれとともに、《nobiles》という用語は、それ自体ではまだ寄進者を世襲領主に帰着させる根拠として役だちえないということが知られている¹⁾。このようにして、エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文のなかでもちいられている修道院記録集資料評価の一般原則は、補足的な裏付けを必要とし、あきらかに精密化を必要としていると主張しても、それはあやまりではないであろう。

- 1) ア・イ・ネウスイヒン『……隷属農民層の発生』、181、206—207、216、320、342、390—395ページ。

3. 小世襲領の問題

エリ・テ・ミリスカヤの専攻論文は、初期中世小世襲領の問題を研究することが、さしせまって必要であることをきわめてはっきりと強調している¹⁾。ソビエト中世史学にとっては、小世襲領的土地所有をもふくむ世襲領的土地所有の任意の諸変種が太古から存在していたという考えかたはまったく無縁のものである。小世襲領的土地所有の発生の問題は、エヌ・ペ・グラツィアンスキーおよびア・デ・ウダリツォフの労作のなかで研究された。彼らは、この問題を、封建制度の発生史の問題の一部として考察した。発達した封建制度の時代の小世襲領をイギリスの資料によってソビエトの歴史文献においてはじめて研究したのは、イエ・ア・コスミンスキーであるが、彼は、13世紀イギリスにおける小世襲領の特質をあきらかにしただけではなく、初期中世期における小世襲領の性格を理解するのに役だつきわめて重要な指摘をもおこなった。イエ・ア・コスミンスキーは、イギリス小世襲領では13世紀においてさえも、封建化過程が未完成であるということによってはじめて説明しうるような諸特徴が存在していたことを指摘した²⁾。部族法典ならびに他の史料の資料によって西ヨーロッパの大陸諸国における小世襲領を研究したのは、ア・イ・ネウスイヒンである。彼は、小世襲領は封建的土地所有の第一次的な、それゆえきわめて未発展な形態であり、その規模の点だけではなく、質的にも大世襲領とちがっていたという結論に達した。彼は、きわめて重要な事実、すなわち、歴史文献において「小世襲領主」という概念が一般に適用されている土地所有者は、単一の社会的カテゴリーとして考えることはできないという点に注目した³⁾。

- 1) ドイツの史料がもちいられてこの問題が最初に広範に提起されたのは、19世紀おわり—20世紀はじめにR・ヒルデブランド、W・ヴィッテッヒ、F・グートマンの諸労作のなかにおいてである。彼らは、あたらしい史料操作をもちいて、古代ならびに初期中世における自由なドイツ人のすべては世襲領主的な風貌をおびていたと

いうメーザー・アイヒホルンの主張を本質的に復活させた。現代ドイツ・ブルジョア中世史学においては、ゲルマン諸種族のもとでは小世襲領が太古から存在していたというテーゼは、多くの歴史家たち（彼らのなかの大家は、F・リュトゲ、T・マイヤー、H・ダンネンバウアーであるが）によって主張されている。彼らのすべてとはがってエリ・テ・ミリスカヤは、初期中世小世襲領は、封建制度の発生によってうみだされたものであると考えている。

- 2) イェ・ア・コスミンスキー『13世紀のイギリス農業史研究』、モスクワ、1947年、198ページ。イェ・ア・コスミンスキーの専攻論文が世にでたのちに、初期封建時代ならびに発展した封建制度の時代のイギリスにおける小世襲領は、エム・ア・バルクならびにア・ヤ・グレヴィチの諸労作において研究されてきた。
- 3) ア・イ・ネウシヒン「階級としての封建的隷属農民層が発生する過程の第一段階の問題によせて」、論文集『中世』第6集、1955年、20ページ〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、162—163ページ〕。この命題は、その専攻論文『6—8世紀西ヨーロッパにおける、初期封建社会の階級としての隷属農民層の発生』のなかで、ア・イ・ネウシヒンによって発展させられている。

その著書のなかで、エリ・テ・ミリスカヤはしばしば、初期中世期における小世襲領の問題を検討している。封建制度の発生過程における世俗世襲領の役割にかんして彼女が展開している見解においては、小世襲領の意義にかんする問題は、すでにうえのところで指摘しておいたように、重要な地位をしめている。エリ・テ・ミリスカヤは、世襲領主的な型の所有者は、寄進によって教会施設との関係を確定することに関心をもっていることを指摘し、世俗ならびに聖職の大世襲領によって小世襲領が併合されていく諸事実、小世襲領においては働き手が不十分であったこと、そして、修道院の利害と小世襲領主的な型の寄進者の利害とが衝突したことに注目した（104、142、155—156、158、167、171—173、200、207ページ）。小世襲領にかんするこれらの諸考案は、他の諸考案と同様に、重要な学問上の関心を提出する。8—9世紀には、「いろいろの修道院記録集のなかに映しだされているような大世襲領による小世襲領の駆逐過程」（207ページ）がおこなわれたというエリ・テ・ミリスカヤの結論も注目に値する。

しかし、すでに指摘しておいたように、小世襲領の問題は、他のきわめて重要な側面をもっていた。すなわち、これまで歴史文献において「小世襲領」という用語でしめされてきた経営のすべては、その社会的本質の点で一義的なものなのであろうか？ まさにこの見地にたったこの問題の研究は、教会施設への寄進をおこなう寄進者のいちじるしい部分の社会的風貌をあきらかにするためにも、また同様に、修道院記録集資料によって証明される教会土地所有の嵐のような増大がおこなわれたような封建制度の発生段階の性格を理解するためにも、必要なのである。専攻論文においては、大世襲領にくらべると小世襲領の経済的安定性が小さいことが指摘され、また、小世襲領主がおちぶれて余儀なくその経

営を清算するか、あるいは教会施設にたいしてあれこれの形態で隷属する人間に余儀なくなっていくいろいろの事実が引用されている(87、90、107、151—156、160、177—178、185—186ページ)。このような現象の意義は、相異なる封建的所有者たちのあいだでおこなわれた占有地の移転としてのみ単純に考えることはとうていできないであろう。もしも教会施設によって直接に管理された世襲領は、基本的には小世襲領的土地所有を犠牲にして発生したものであるというエリ・テ・ミリスカヤの意見に同意するならば、このばあいにはわれわれは、これこそは、第一的に重要な社会的変革であるということをもとめなわけにはいかない。初期封建時代における教会の土地所有は、教会施設によって事実上はまだ管理されていない土地にたいするいろいろの種類の権利の総体だけをあらわすものではけっしてなかったということは、だれも否定することはできないではないか。教会の土地所有——これは、現実の事実であり、そして、ドイツ史をもふくも初期封建時代の歴史の全体において巨大な役割をはたした現実の経済力である、基本的には8—9世紀のあいだに形成された司教ならびに修道院の土地所有の規模が、実際にはどれほど大きかったかを理解するためには、帝国教会の設立と教会施設の経済的財源の利用とにかんするオットー1世の活動をおもいおこせば十分である。他方では、支配階級の一つの層としての封建的小所有者(この概念の正確な意味における「小世襲領主」)は、9世紀にも、また10世紀にも衰退状態にはなかったし、まして、封建社会の社会構造から消滅しなかったということは疑いないところである。

いいかえるならば、8—9世紀にはあきらかに、小規模な封建的世襲領が衰退したのではなく、この時期には、歴史文献においては小世襲領型の形成体のなかにいれられているが、しかしその社会構造の点からいえば、封建的諸関係が支配的であった生産上の複合体というよりはむしろ、大・小の封建的世襲領の発生によって犠牲にされていった経営であったところのいろいろの経営が消滅したのである。

共同体制度の発展における諸段階の一つ——農業共同体——を特徴づけるにあたって、カ・マルクスは、農業共同体の社会的本性の二元性を指摘した。カ・マルクスはつぎのように書いた。農業共同体における占取のみなもととしての分割地労働は、「動産——たとえば家畜、貨幣、ときには奴隸あるいは農奴さえも——が集中されるための基盤をあたえる」¹⁾。この土台のうえで、すでに農業共同体の胎内において、この共同体を内部からほりくずしていく社会的分化があこなわれた。しかしもちろん、人身的に非自由な人間の労働を管理することができた共同体員は、これまで専門文献のなかでひろくおこなわれていた用語の見地からすれば、「小世襲領主」のカテゴリーのなかにいれようとおもえばいれることはできるけれども、やはり、彼らの経営を封建的な型の経営として考える根拠は存在しないのである。種々様々な部族法典のなかに映しだされている社会関係にかんするア・イ・ニューシヒンの研究は、農業共同体の二元的性格と、共同体発展のこの段階におこなわれた経済的分化の過程とにかんするマルクスの命題を、疑いもなく確認した。

- 1) 『マルクス・エンゲルス全集』第27巻、695ページ[『マルクス＝エンゲルス選集』第13巻、210ページ]。

封建的な型の生産上の複合体に転化しつつあったが、しかしまだこのようなものにはなっていない自由なアロッド所有者的共同体員の経営の特質の一つは、これらの経営のそれぞれのわくのなかでは奴僕労働が比較的広範にもちいられているということであった。初期中世期における屋敷内奴僕労働の意義にかんする問題をソビエト中世史学において提起したのは、ア・デ・ウダリツォフである¹⁾。メロヴィングならびにカロリング期の西フランク史料を素材として最近この問題に注目してきたのは、ア・ヴェ・コノコチンであるが、彼はつぎのように指摘している。すなわち、中世初期における奴隷制の地位と役割とがあきらかにされないうちは、「社会の封建化にかんするわれわれの考えは、とうてい完全かつ十分なものではありえないであろう」²⁾。mancipiaにかんする資料をふくんでいる広範囲の史料を分析しつくしたうえで、ア・ヴェ・コノコチンはつぎのような結論に達した。すなわち、大修道院の世襲領においては、屋敷内奴僕の数はずかかなものでしかなく、「奴僕の利用は、大土地所有者に関係があるよりはむしろ、小土地所有者、つまり修道院にたいしてなんらかの程度隷属していた恵与地受領者ならびにプレカリウム被許与者に関係のあることがらであった。奴隷労働力の利用がとほしいことは、教会の大土地所有の実際において奴隷制が死滅していたことを証明していたように、われわれにはおもわれる」³⁾。聖職の大封建領主にたいして臣従していた人物の経営における奴僕労働の使用にかんするア・ヴェ・コノコチンの考察は、小規模な封建的世襲領は、すでに非自由民の労働をもちいてはいたが、しかし封建的生産関係の支配をまだ特徴としていなかったところの、それに先行する経営形態から発生してきたというその発生史をあきらかにするうえで、重要な関心を提出する。ア・ヴェ・コノコチンが書いている聖職の大封建領主の従臣たちは、封建的な型の所有者ではあったが、しかし彼らの経営は、彼が指摘しているように、奴隷労働の要素がひじょうに強固である⁴⁾ ことによって大規模な修道院世襲領と区別された。もはやこの事情一つだけによっても、これは、屋敷内奴僕労働がまだ大きな意義をもっていた生産上の単位にその起源をもつところの経営である、と考えてさしつかえないであろう。このような仮定は、史料の証言によって確証されるのである⁵⁾。

- 1) ア・デ・ウダリツォフ「サン・ベルタン修道院所領における保有制度」、『ロシア社会科学研究所協会歴史研究所紀要』第3巻、1929年。おなじく彼の、『カロリング・フランドル農業史論』、モスクワ＝レニングラード、1935年。
- 2) ア・ヴェ・コノコチン「メロヴィングならびにカロリング期のフランスにおける奴隷制の要素」、『国立イヴァノヴォ教育大学紀要』第11巻、1957年、57ページ。
- 3) 同上、85ページ。ア・ヴェ・コノコチンは、われわれがいま関心をよせているものよりもより広範な観点における問題を提起している。すなわち、彼は、古典古代的奴隷制の遺制にかんする問題と古代ゲルマン人の家父長制的奴隷制にかんする

問題とを別々に考察しないで、奴隸制一般の運命についてのべている。西ヨーロッパ諸国における封建制度発生期の奴隸制の役割にかんする問題は、まさにこのような区分を必要としているということはあきらかである。

- 4) このばあいには、奴隸制の要素一般の強固さよりはむしろ、すでに原始共同体制度の諸条件においてゲルマン諸種族のもとで発生していた家父長制的奴隸制の相対的な強固さについてのべる方が、おそらくはより正しいであろう。
- 5) ア・イ・ダニーロフ「……8世紀後半—9世紀はじめのドイツ村落」、論文集『中世』第8集、118—120ページ〔本誌第15巻第2号、109—113ページ〕を参照せよ。

『アダラルドの目録』というなまえで知られているサン・ベルタン修道院土地明細帳によれば、その経営が屋敷内奴僕労働に完全に基礎をおいていたと考えられるいろいろの人物の集団を、聖堂の保有者たちのなかで区別することができる。とくに興味をひくのは、三つの修道院世襲領におけるバヴォ某の保有地である。それらの修道院世襲領のなかの一つにおいては、つぎのものがバヴォに所属していた。他のいろいろの建造物をともなった家屋、36ブヌアリウムの耕地、11ブヌアリウムの採草地、4ブヌアリウムの小森林、16人の *mancipia*、そしてさらに、6ブヌアリウムの土地をともなった一つの庭畑地¹⁾。他の世襲領においてはバヴォは、屋敷地、46½ブヌアリウムの耕地、5½ブヌアリウムの採草地、そして8ブヌアリウムの小森林をもっていた。バヴォの経営はここでは、14人の *mancipia* のたすけをかりておこなわれた²⁾。第三の世襲領におけるバヴォの保有地は、4ブヌアリウムの土地からなりたっていた³⁾。バヴォが三つの村落のすべてにおいて、屋敷内奴僕労働だけを利用しながら経営をいとなんでいたということは、きわめて確実なことであると考えなければならない。バヴォが管理していた *mancipia* は、マンスの保有者ではなかったということはあきらかである。なぜならば、これらの世襲領に関係のある土地明細帳の諸篇のなかでは、隸属農民がそのうえに拘束されていた賦役負担マンスを修道院保有者たちがもっていたいろいろの事件が、特別に指摘されているからである⁴⁾。

- 1) Collection des cartulaires de France, vol. III. Cartulaire de l'abbaye de Saint-Bertin. Paris, 1841, p. 98, XIX.
- 2) Ibid., p. 99, XXI.
- 3) Ibid., p. 100, XXIV.
- 4) Ibid., p. 98, XIX.

Beinheim villa の世襲領においては、バヴォのほかにもこのような経営をもっていたものとして、31½ブヌアリウムの耕地、3ブヌアリウムの小森林、および13人の屋敷内奴僕を管理していたランフリド、ならびに、その保有地が43½ブヌアリウムの耕地、9ブヌアリウムの小森林、および20人の屋敷内奴僕からなりたっていた村長エンゲルヘルが存在している。これとは別人のエンゲルヘルは、このおなじ世襲領において、建造物をと

もなった家屋、42ブヌアリウムの耕地、10ブヌアリウムの小森林、そして7人の屋敷内奴僕をもっていた¹⁾。おなじような経営が、他の世襲領においても土地明細帳によって証明される²⁾。

1) Cartulaire de l'abbaye de Saint-Bertin, p. 100, XXIV.

2) Ibid., p. 99, XXI; p. 102, XXVI; p. 104, XXX.

サン・ベルタン修道院記録集の資料は、フランドル地域に関係のあるものである。しかし、この資料を地方的な意義しかもたないものとして考えるならば、それはとうてい正しくないであろう。フランク国家の東部諸地方に関係のある史料は、ここでもおなじような現象が存在していることをのべている。861年にコンラード伯は、自分の所領の一部を、サン・ガレン修道院の聖堂院長グリマルドと交換した。コンラードは、教会堂をともなった屋敷地、60モルゲンの土地、そして森林占取地をグリマルドへ譲渡し、それと引きかえに、他の場所において3フーフエをうけとった¹⁾。交換の対象の目録のちがいで判断するならば、グリマルドへ譲渡された経営は、賦役負担農民保有地という制度をまだ知らなかったと考えることができる。886年付けのその従臣ベルニルあてのカール3世の下賜状によれば、下賜の対象は、賦役負担マンスをともなわない国王所属のいろいろの領主庭畑地であった²⁾。国王は、直営地と屋敷内奴僕をともなったその屋敷地をベルニルへ譲渡したのちに、賦役負担農民保有地だけをあとにのこしておいたとは考えがたい。あきらかにこれらの諸村落においては、国王は農民持分をもっていなかったのである。

1) P. Kehr. Die Urkunden der deutschen Karolinger, Bd. I. Berlin, 1932, S. 14, No. 103.

2) P. Kehr. Die Urkunden der deutschen Karolinger, Bd. II, T. 1, Berlin, 1946, S. 231, No. 144.

《Traditions et antiquitates Fuldensis》は、つぎのような型のフルダへの寄進証書をふくんでいる。ディトリードならびにアダルガルドは、一つのマンス、40モルゲンの耕地、20荷車分の乾草がとれる採草地、その子供たちをともなった15人の *mancipia* からなるハベルスドルフ村におけるその財産のすべてを、修道院へ譲渡した¹⁾。この寄進の対象は、非自由民の労働に基礎をおく一定の生産上の複合体として考えることができる。しかし、一つのマンスだけしか譲渡されていないという事実から判断するならば、フルダへ譲渡された非自由民は、賦役負担マンスの保有者ではなく、屋敷内奴僕であると考えてさしつかえない。この生産上の複合体は、直営地経営と農奴的保有者たちの諸経営とに分割されていたとは考えられない²⁾。別の村落においてはグントハルド某は、屋敷地、60モルゲンの土地、そしてその子供たちをともなった3人の非自由民を、フルダへ譲渡した³⁾。教会の大土地所有——その記録が修道院記録集なのであるが——の形成期に屋敷内奴僕の労働のうえに基礎をおいた経営から、いったいなにが生じたのであろうか？ われわれの史料

によれば、屋敷内奴僕¹⁾の労働をもちいていたアロッド所有者の一部分は、封建的な基礎のうゑにその経営を再編成することができなかつた、つまり、封建社会の支配階級の構成員のなかにふくまれることができなかった、と主張することができる。彼らは窮局においては、形成されつつあった封建的隷属農民層階級の人員を補充するものであった。フルダ修道院記録集は、つぎのようなことが指示されている書状をふくんでいる。すなわち、寄進者は、その不動産のすべてと14人の *mancipia* とを譲渡している。それだけではなく彼は、自分自身の子供たちをも修道院へ譲渡しているが、これらの子供たちは、修道院へ小作料の支払を負担する人身的隷属者に転化したのである。寄進者は、自分の子供たちが通例の修道院セルヴスに転化するであろう現実的なみとおしを考慮して、とくに保留条件をつけ、彼らは労働義務の負担を強制されてはならないときめた⁴⁾。しかし、もちろんこの保留条件は、ことからの本質をなんら変えうるものではなかつた。すなわち、寄進者の子供たちは、修道院の農奴に転化する危険にたえずおびやかされたのである。フルダのいろいろの文書は、自分たち自身がさらにまたセルヴスをもっていた修道院セルヴスの存在を証明してくれる⁵⁾。だがこれは、フルダの史料の特質にすぎないと考えるわけにはいかない。

- 1) *Traditiones et antiquitates Fuldenses*, hrsg. von E. Fr. J. Dronke. Fulda 1844, cap. 6, § 38, S. 35; そして、おなじく cap. 5, § 76, S. 27; cap. 42, § 63, S. 105その他をも参照せよ。
- 2) *Traditiones et antiquitates Fuldenses*, cap. 6, § 64, 71, S. 37 を参照せよ。ここでは、世襲的持分の保有者であるセルヴスが直接に指示されている。
- 3) *Ibid.*, cap. 42, § 9, S. 103.
- 4) *Codex diplomaticus Fuldenses*, hrsg. von E. Fr. J. Dronke. Cassel, 1850, No. 475. エリ・テ・ミリスカヤは、寄進者は、中位もしくは小世襲領主的な型の所有者であったと考えている。
- 5) *Traditiones et antiquitates Fuldenses*, cap. 48—54, S. 133—136 (たとえば、cap. 51, S. 135 を参照せよ。そこでは、修道院のセルヴスのなかに、《*Buro et uxor cum I filio et X mancipiis* [1人の息子と10人のマンキピアをともなったヴノの夫婦]》が記述されている)。

ジガルド伯とプリュム修道院の聖堂院長マルクワルドとのあいだの財産交換——そのなかには、ジガルドの財産に転化される非自由民もふくまれている——を定式化している826年の書状においては、妻、3人の子供、そしてこの家族に所属する3人の *mancipia* をともなったアダロルドが指示されている¹⁾。826年には、3人の屋敷内奴僕²⁾の所有者であったアダロルドは、彼自身がすでに人身的自由をもたなかつたのである。しかし、かつては彼は自由なアロッド所有者のなかに所属していたということ、すなわち、その出身は自由民であったが、なんらかのかたちで人身的自由を失ってしまったということは、排除され

ないのである。

- 1) Mittelrheinisches Urkundenbuch, hrsg. von H. Beyer. Bd. I. Coblenz, 1860, No. 58.

8—9世紀において零落し隷属におちいったのは、封建的小世襲領主であるというよりはむしろ、あれこれの程度に非自由民の労働を搾取していたが、しかし支配階級の構成員の地位にまでは上昇することができなかつた人びとである。したがって、教会施設への寄進者のなかで区別しなければならないのは、たんに大・小の封建的世襲領主と自由農民とだけではなく、封建的所有者と農民とのあいだの過渡的な型の社会層の代表者をも区別しなければならないということはあるからである。これらの過渡的な型の社会層のなかには、屋敷内奴僕（manse）の労働をもちいた経営の所有者たちもとくに所属したのである。

* * *

うえにのべたことすべてを総括するならば、われわれは、エリ・テ・ミリスカヤによってくわだてられた初期封建時代農業史の諸問題の研究は、ソビエト中世史学にとって必要かつ貴重な労作であると主張することができる。エリ・テ・ミリスカヤは、封建的諸関係の発生過程における世俗世襲領の重要な役割をまったく正しくしめし、膨大な事実資料をあつめて綿密に研究し、この資料を基礎にして彼女は、自由な共同体員が封建的所有者に隷属する農民に転化する具体的な諸形態にかんする一連のきわめて重要な結論に達した。初期封建時代の小世襲領、農民層搾取の種々様々な諸形態、プレカリウム関係の歴史、世俗世襲領主と共同体との相互関係、その他にかんするエリ・テ・ミリスカヤの考察は、大きな意義をもっている。あらためて強調しておかねばならないことは、専攻論文の意義は、そのなかで完全に裏付けられ立証されたところの諸命題につきるものではないということである。それだけではなく、この意義は、よりいっそうの研究を必要とする諸問題——われわれの意見によれば、専攻論文の著者によるその解決のしかたが十分に説得力をもっているとは考えられないようなものをもふくむ——の提起によって規定されている。たとえば、初期中世の小世襲領のような問題は、広範囲の史料の研究にもとづいておこなわれた補足研究をさしせまって必要とする。この点でわれわれがおこなった指摘は、この小世襲領問題のなかでエリ・テ・ミリスカヤの著書においては解明がおこなわれなかった側面にたいして注目しているのである。これらの指摘は、歴史文献において「小世襲領」という概念が適用されている土地所有の種々様々なカテゴリーの社会的本性にかんする複雑な問題を解決するものであるなどと大それた主張をしているわけではけっしてない。同様に、エリ・テ・ミリスカヤによってもちいられている修道院記録集資料の研究の若干の原則にたいして反論するにあたって、われわれは、この問題にかんする別の諸見地が正しいものであり、この問題のよりいっそうの研究が必要であることをはっきりとみ

とめる*。

* 論文集『中世』編集委員会は、エリ・テ・ミリスカヤの著書とア・イ・ダニローフの書評において提起された諸問題は、大きな学問上の関心をひくものであると考えて、誌上においてこれらの諸問題の審議に参加するように中世史家たちによびかける。

——論文集『中世』第12集、ソ連邦科学アカデミー刊、1958年、所収——

〔福 富 正 実 訳〕

(訳者あとがき) なお、ダニローフの見解の現代のソビエト中世史学における位置づけについては、詳しくは拙稿「ソビエト中世史学における「小世襲領」論争」〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、所収〕を参照していただきたい。